

東京都重点分野雇用創造事業受託事業者公募要領（福祉保健分野）

23福保生計第1035号

平成23年10月25日

1 事業名 東京都重点分野雇用創造事業

2 公募の趣旨

本事業は、依然として厳しい東京都の雇用情勢に鑑み、福祉、保健、医療等の分野において、新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけることを目的として実施するものです。

民間企業等のアイデアを活用し、雇用創出効果の高い効果的な事業とするため、事業者を広く公募いたします。

3 公募事業数 10事業程度（予算の範囲内で選定）

4 事業概要

(1) 事業区分

今回公募する事業は以下の2種類のいずれかです。

ア 重点分野雇用創出事業

今後の成長分野として期待される分野において、重点的に雇用を創出する事業です。

イ 地域人材育成事業

上記アの重点分野において、失業者を新たに雇用した上で、地域の企業等に就職するために必要な知識や技術を、職場のOJTやOff-JTを通じて習得させ、雇用創出とともに人材育成を図る事業です。

(2) 実施要件

重点分野雇用創出事業は、以下のアからケのすべての要件を満たす事業が対象となります。

ア 離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であって、雇用創出効果の高い事業であること。

イ 東京都として実施すべき、公共性の高い事業であること。

ウ 既に東京都から委託して実施している事業でないこと。

エ 建設・土木事業でないこと。

オ 事業内容が単純清掃や単なる景観維持を目的とする事業でないこと。

カ 事業費に占める新規雇用する失業者に係る人件費の割合が2分の1以上であること。

キ 失業者の雇用期間が平成23年12月1日から平成24年3月31日までの間の3か月以上であること。

- ク 事業費の総額（税込み）が1,000万円未満の事業であること。
- ケ 委託事業と同一の事由により、国・都道府県・区市町村の各種助成金を受給していないこと。

さらに、地域人材育成事業は、上記アからケのすべての要件に加え、以下のコおよびサの要件も満たす必要があります。

- コ 事業者が別途策定する研修計画に基づき、新たに雇用する失業者に対し、職場のOJTやOff-JTを通じて研修を実施し、地域の企業等に就職するために必要な知識や技術の習得が図られる事業であること。
- サ 新規雇用する失業者の人件費以外の事業費のうち、研修に係る費用の割合が5分の3以上であること。

※ 重点分野雇用創出事業は、原則として研修に要する経費は対象となりませんので、研修を通じた人材育成を目的とする事業については、地域人材育成事業として応募してください。

(3) **事業期間** 平成23年12月から平成24年3月末まで

(4) **対象分野**

今回公募する対象分野は、東京都福祉保健局が所管する、以下のアからクの分野です。各分野の具体的な例示は、別添を参照してください。提案したい事業内容が以下の分野に該当するか不明な場合には、あらかじめ東京都担当にお問い合わせください。

- ア 高齢者分野
- イ 子供と家庭分野
- ウ 障害者分野
- エ 低所得者対策分野
- オ 医療分野
- カ 保健分野
- キ 健康安全分野
- ク その他の福祉保健分野

(5) **対象事業者**

民間企業、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等で、以下のアからキのすべてを満たす者が公募の対象となります。

- ア 東京都内に活動拠点（本社又は営業所等）を有していること。
- イ 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。
- ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- エ 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

- オ 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類を整備していること。
- カ 都道府県税、消費税および地方消費税の額に滞納がないこと。
- キ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていないこと。

(6) 失業者の雇用について

- ア 失業者とは、労働の意思・能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない方のことをいいます。
- イ 失業者を新規雇用する際には、受託者が本人に、雇用保険受給資格者証、廃業届、職務経歴書の提示、履歴書、採用面接等における本人への質問等により、本人が失業者であることの確認を行ってください。
- ウ 失業者の求人は、必ず公共職業安定所（ハローワーク）を通じて行ってください。ハローワークに加え、他の媒体で求人を行うことも可能です。
- エ 賃金については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準としてください。
- オ 雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、法令の規定に従って、各種社会保険に加入してください。

(7) 対象経費

- ア 人件費
 - ① 賃金
 - ② 通勤手当、賞与、退職手当等の諸手当
 - ③ 社会保険料（雇用保険料、労災保険料等）に係る事業主負担分
- イ その他の経費
 - ① 消耗品代、旅費、通信費、印刷製本費等、事業に関連性がある経費
 - ② 機械・機器のレンタル料・リース料

※ 既存雇用者に係る人件費も対象になりますが、委託業務に関連しその者が従事した業務量に応じた費用で、その内容等が事後確認できることが必要です。

※ 事業の実施にあたり、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上となる財産の取得は本事業の対象とはなりません。

5 応募手続

- (1) 応募期間 平成23年10月25日（火）から11月7日（月）まで
希望者は、6に規定する応募書類を、応募期間最終日までに東京都担当者に直接提出するか、郵送してください。郵送の場合は、応募期間最終日必着とします。
- (2) 応募に係る経費の負担
この応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。
- (3) 応募事業数
応募事業は、4（1）にある2つの各事業区分及び4（4）にある8つの各分野区分において、1事業者1事業までとします。

(同一の事業区分及び分野区分でなければ、複数の提案も可能です。)

(4) ヒアリング

提案いただいた事業内容について、原則として、11月10日(木)から11月14日(月)の間に、ヒアリング(15分程度)を実施します。提案いただいた事業を所管する部から直接、日程調整等のご連絡をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

6 応募書類

(1) 応募書類

- ア 東京都重点分野雇用創造事業提案申込書(様式1)
- イ 会社等の概要(様式2)
- ウ 東京都重点分野雇用創造事業計画書(様式3)
- エ 提案する事業の内容等を説明する書類(様式任意)
- オ 積算書(様式3別紙)
- カ 誓約書(様式4)
- キ 経費見積書(様式任意)
- ク 過去2年分の決算書の写し
- ケ 会社の場合は商業登記簿謄本の写し、個人事業主は個人事業の開廃業届出書の控えの写し、その他の法人及び団体は定款その他の規約の写し、またはこれらの事項を証明するもの

(2) 提出部数

上記アからエの書類を1セットにして12部、オからキについては各2部提出してください。押印が必要な書類については、正本を1部、残りの部数は副本(写し)で提出してください。

(3) その他

- ア 応募書類は原則としてA4サイズとしてください。
- イ 提出された応募書類は返却いたしません。

7 受託事業者の選定方法

(1) 審査方法

応募書類は、まず、事務局において要件等に係る書面審査を行います(第一次審査)。第一次審査の結果、要件に合致すると認められた事業について、別途東京都が設置する「東京都重点分野雇用創造事業受託事業者選定委員会」において審査を実施します。委員会における審査の結果、上位の事業から順に予算の範囲内で、本事業の受託事業者として選定します。

審査は、別紙1の評価基準に基づき、提出された書類による書面審査で実施します。

(2) 選定結果

選定後、応募者に対し、当該応募に係る選定結果を通知します。

なお、審査内容に関する質問等はお受けいたしませんので、あらかじめご了承ください。

さい。

8 委託契約

選定された事業者は、東京都福祉保健局の事業所管部署との間で、提案された事業内容に沿って委託契約を締結します。事業所管部署と担当者については、別途ご連絡いたします。

9 その他

- (1) この事業は、別添の「東京都緊急雇用創出事業実施要綱」及び「東京都緊急雇用創出事業実施要領」に基づく「重点分野雇用創出事業」及び「地域人材育成事業」として実施する事業ですので、応募にあたっては、こちらの内容も事前に確認しておいてください。
- (2) また、この事業は、国の補助金を活用しているため、会計検査院による実地検査等の対象となる場合があります。
- (3) 応募書類に虚偽の記載をする等、不正行為のあった応募者については、審査や契約の対象とせず、また、委託契約締結後に不正行為が明らかになった場合は、契約を解除します。
- (4) その他、公募に関してご不明な点があれば、下記担当までお問い合わせください。

< 担 当 >

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 26階

東京都福祉保健局生活福祉部 重点分野雇用創造事業担当

(問合先) 計画課計画係

電 話：03-5320-4062

FAX：03-5388-1403

(応募書類提出先) 生活支援課生活援助係

電 話：03-5320-4072

FAX：03-5388-1405

(様式 1)

東京都重点分野雇用創造事業 提案申込書

平成 23 年 月 日

(提出先)
東京都福祉保健局長

所在地
名称
代表者氏名 印

下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

法人等所在地 (個人住民登録地・ 外国人登録地)	〒		
	電話	F A X	
法人名等	(フリガナ)		
代表者 役職・氏名			
担当者部署名		担当者名	
担当者連絡先	電話番号	E-mail アドレス	
提案事業名 (事業区分) (事業分野)			

- ※ 事業区分は、重点分野雇用創出事業または地域人材育成事業の別を記載。
- ※ 事業分野は、高齢者、子供と家庭、障害者、低所得者対策、医療、保健、健康安全 (食品・医薬品・環境保健・生活衛生・動物愛護・感染症等)、その他の福祉保健、の 8 分野から選択。

(様式2)

会社等の概要

法人名等			
形態	1 社会福祉法人 4 株式・有限会社 7 学術研究機関	2 医療法人 5 任意団体 8 その他	3 特定非営利活動法人 6 個人事業者
設立年月日	年 月 日	資本金	円
役員・従業員数 又は会員数	合計 名 (役員 名、社員 (従業員) 名、 会員 名)		
会計帳簿等の有無	あり ・ なし	貸金台帳等の有無	あり ・ なし
業種			
事業内容			
主な事業実績			
東京都又は他の官公署との主な取引実績	(該当するものがあれば記入して下さい。) (例) 平成〇〇年度 ××県「△△事業」		
その他会社等に関する特記事項 (任意)			
東京都入札参加資格の有無	あり ・ なし		

(様式3)

東京都重点分野雇用創造事業計画書

(単位：千円、人)

事業名		
事業区分	ア 重点分野雇用創出事業 イ 地域人材育成事業 (該当する事業区分に○)	
分野区分	ア 高齢者 イ 子供と家庭 ウ 障害者 エ 低所得者対策 オ 医療 カ 保健 キ 健康安全 (食品・医薬品・環境保健・生活衛生・動物愛護・感染症等) ク その他の福祉保健 (該当する分野区分に○)	
事業概要		
具体的な事業内容等	※別紙にてご提出ください (様式等任意。ただしA4サイズで) (事業の目的) (事業の内容・効果) (事業の実施体制) (事業のスケジュール) 等	
新規に雇用する 失業者数 (実人員) (A)	人	
新規雇用者の 雇用・就業期間	平成23年○月から平成24年○月まで	
新規雇用者の 賃金 (予定)	(業務内容等によって異なる場合はそれぞれ記載)	
新規雇用者の 主な業務内容		
新規雇用者への 研修内容	(地域人材育成事業の場合のみ記入)	
総事業費 (B)		
うち新規雇用する失業者に 係る人件費 (C)		(割合 (C/B)) %
研修に要する経費 (D) (※地域人材育成事業の場合のみ)		(割合 (D/(B-C)) %
新規雇用者 一人あたり事業費 (E) (B/A)		

(様式 3 別紙)

積算書

事業名				
区分	細目	科目	金額 (円)	積算内訳
人件費	新規雇用者に 係る人件費			
	その他の 人件費			
	小計			
その他 事業費	科目		金額 (円)	積算内訳
	小計			
研修に要する 経費 (地域人材 育成事業 のみ)	科目		金額 (円)	積算内訳
計				
消費税及び地方消費税				
合計				

(様式4)

誓約書

平成 年 月 日

東京都福祉保健局長 殿

事業者名

代表者職氏名

印

東京都重点分野雇用創造事業受託事業者としての応募にあたり、以下に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

- 1 民間企業、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であり、かつ、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていないこと。
- 3 都道府県税、消費税および地方消費税の額に滞納がないこと。
- 4 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- 5 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿類を整備していること。

(別紙1)

受託事業者公募に係る審査項目・評価基準等

【第一次審査項目】

No.	審査項目	審査基準
1	事業者要件	事業者は、公募要領に規定する対象事業者の要件に合致しているか
2	公募要件(1)	同一の事業区分・分野区分に複数の提案をしていないか。
3	公募要件(2)	総事業費は1,000万円(消費税・地方消費税込)未満となっているか。
4	公募要件(3)	提案された事業は、公募した事業分野に合致するものであるか。
5	事業要件(1)	提案された事業は、建設・土木事業でないか。
6	事業要件(2)	提案された事業内容は、単純清掃や単なる景観維持を目的とするものでないか。
7	事業要件(3)	新規雇用する失業者に係る人件費は2分の1以上となっているか。
8	事業要件(4) (地域人材育成事業のみ)	新規雇用する失業者に係る人件費以外の事業費に占める研修費の割合は5分の3以上となっているか。
9	事業要件(5)	失業者の雇用期間は平成23年12月から平成24年3月までの間の3ヶ月以上となっているか。
10	事業要件(6)	事業の中で、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上となる財産を取得しないか。

【選定委員会による評価項目と評価基準】

No.	評価項目	評価基準
1	事業の公共性	都が委託すべき、公共性の高い事業内容であるか。
2	雇用創出効果及び雇用した失業者のキャリア形成	雇用創出効果の高い事業であるか。また、雇用した失業者が従事する業務内容が、本人のキャリア形成に寄与する内容であるか。
3	分野への貢献	提案した分野において、当該分野の成長や行政課題の解決に貢献する事業内容であるか。
4	事業の新規性・独創性	事業内容に新たな視点や創意工夫が見られるか。
5	運営体制	業務の実施にあたって、十分な運営体制が確保されているか。
6	業務スケジュール	事業の実施にあたり、適切な業務スケジュールとなっているか。
7	趣旨の理解・積極性	本事業の趣旨が理解され、かつ、積極性があるか。
8	官公庁における実績	官公庁において、優れた事業実績がある場合に加点する。

対象分野における具体的な例示

ア 高齢者分野

介護保険施設やサービス事業所における事務または補助等。高齢者分野に係る調査業務と課題（介護支援専門員や小規模介護サービス事業所に関すること、施設における介護補助業務に関すること）や普及啓発業務等。

イ 子供と家庭分野

児童福祉施設における事務または補助（利用者の移送等）等。子育て分野に係る調査業務（各種支援制度）や普及啓発業務（養育家庭制度等）等。

ウ 障害者分野

障害者施設やサービス事業所における事務または補助、支援業務等の補助等。障害者分野に係る調査業務や普及啓発業務等。

エ 低所得者対策分野

低所得者へのサービスを提供している事業所における事務または補助等。低所得者対策分野に係る調査業務や普及啓発業務等。

オ 医療分野

医療機関における事務または事務補助等。医療分野に係る調査業務や普及啓発業務等。

カ 保健分野

保健分野に係る調査業務や普及啓発業務（献血に関すること等）等。

キ 健康安全分野

食品・医薬品・環境保健・生活衛生・動物愛護・感染症等に係る調査業務や普及啓発業務等

ク その他の福祉保健分野

上記アからキまでの複数の分野に該当するもの等。福祉のまちづくり分野に係る調査業務や普及啓発業務、社会福祉施設等の従事者への研修等。